

議案第107号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経て、市道の路線を下記のとおり認定する。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

記

路線 番号	路線名	起 点	終 点	備 考
1219	市道 横土手大塚線	山陽小野田市 大字東高泊字横土手下 1910-13 地先	山陽小野田市 大字東高泊 字中下六ノ割 1588-17 地先	L=約 485m
1220	市道 丸河内学校線	山陽小野田市 大字小野田字小屋ノ尾 6094-4 地先	山陽小野田市 大字丸河内字小野田 1020-5 地先	L=約 133m

(参考条文)

○道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)



